

広島県告示第九百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
所在地	東京都江東区豊洲三丁目三番三号
指定をした日	令和五年六月二二日
委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	マイナポータルを 經由する旅券発給 申請に係るクレジ ットカードを利用 して納付する広島 県の旅券発給手数 料
歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間	令和五年六月二六 日から令和六年三 月三十一日まで